

事業者の皆様へ

建設業者の社会保険加入の徹底について

～ はじめに ～

本市においては、平成28年6月から公契約基本条例に基づき、工事及び工事に類する業務委託（植樹管理、緑地維持管理、土砂浚渫等に係る業務委託契約）（以下「工事等」という。）のうち、予定価格5千万円超の案件については、受注者及び全ての下請業者に対し労働関係法令遵守状況報告書（以下「遵守状況報告書」という。）の提出を求め、その中で社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険の3保険をいう。以下同じ。）の加入状況を確認し、未加入業者に対して加入指導を行っているところですが、社会保険未加入対策の更なる強化を図るため、以下の取組についても実施しています。

- 1 遵守状況報告書の対象外となる予定価格5千万円以下の工事等について、適正な法定福利費の確保に係る指導を行います。
- 2 社会保険への加入を一層推進するためには、必要な法定福利費が契約段階から確保されることが重要であることから、工事請負契約約款第3条により、請負代金内訳書に法定福利費（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料の事業主負担額をいう。以下同じ。）を明示していただきます。

取組の趣旨を御理解のうえ、御協力いただきますようお願いいたします。

1 社会保険加入状況の確認と未加入業者の指導

(1) 取組の概要

上下水道局において、(2)の対象契約の下請について社会保険の加入状況を確認します。社会保険未加入業者*（以下「未加入業者」という。）を確認した場合は、受注者を通じて加入指導を行います。

※ 「社会保険未加入業者」とは、各保険に加入する義務があるにもかかわらず未加入の者をいいます。社会保険加入義務のない事業者（例えば常用労働者5人未満の個人事業主の健康保険、厚生年金保険）は含まれません。

(2) 指導等の対象となる契約

予定価格5千万円以下の工事等（随意契約を含む。）

※ 予定価格5千万円超の工事等については、遵守状況報告書の提出により未加入業者を把握し加入を指導しています。

(3) 社会保険加入状況の確認

ア 「下請負契約等通知書・変更通知書」又は「施工体制台帳及び再下請通知書」（以下「施工体制台帳等」という。）に基づき社会保険の加入状況を確認します。

イ 上記アで未加入業者を確認したときは、受注者に、当該未加入業者を指導するよう口頭で指示します。

2 請負代金内訳書への法定福利費の明示

(1) 概要

社会保険への加入を一層推進するためには、必要な法定福利費が契約段階から確保されることが重要であることから、契約締結後に受注者から工事請負契約約款第3条の規定に基づき提出される請負代金内訳書に法定福利費（当初契約金額に対する概算額）を明示していただきます。

(2) 対象となる契約

工事等（金額を問わない。随意契約を含む。請負代金内訳書の提出を免除する工事を除く。）

(3) 受注者の皆様に対応いただくこと

請負代金内訳書に法定福利費を記載してください。提出された請負代金内訳書に法定福利費の記載がない場合は再提出を、法定福利費に疑義がある場合は金額の再確認を求めます。

再確認を求めてもなお疑義がある場合は、当該事案を建設業許可担当部署へ通報します。

※ 法定福利費の積算方法や請負代金内訳書への記載方法については、以下の国土交通省ホームページ掲載資料を参考とし、案件や下請業者の状況に応じた適切な方法で積算してください。

→ www.mlit.go.jp/common/001208407.pdf

2ページ「請負代金内訳書への法定福利費の明示」

3～4ページ「法定福利費の明示にあたっての留意点」

(参考) 工事請負契約約款 (抄)

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、契約締結後速やかに設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、内訳書については、発注者においてその必要がないと認めたときは、その提出を免除することができる。

2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料）の事業主負担額をいう。）及び安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第9条 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険未加入者」という。）を下請負人としてはならない。ただし、発注者が定める期間内に、社会保険未加入者が当該届出をし、その事実を記載した報告書を受注者が発注者に提出したときは、この限りでない。

- (1) 健康保険法第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法第7条の規定による届出